

社会福祉法人愛心会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛心会(以下「この法人」という。)定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員(以下「役員等」という。)とその他必要な役職者の報酬及び費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員には職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間420万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
- 3 この法人の理事長及び理事長代行と業務執行理事の報酬月額、別表第1「理事長及び理事長代行と業務執行理事の報酬等」に定めるとおりとする。
- 4 理事長及び業務執行理事以外の理事(ただし、法人職員を除く。)に対する報酬は、別記1「理事長及び業務執行理事以外の理事の報酬」に定めた額とする。
- 5 監事の報酬は、別記2「監事の報酬」に定める額とする。
- 6 評議員の報酬は、別記3「評議員の報酬」に定める額とする。
- 7 評議員選任・解任委員の報酬は、「評議員選任・解任委員会運営細則」第5条の規定に基づき、理事長が別に定める。
- 8 その他苦情解決委員など報酬の支払いが適当と認められるものについては、理事長が別に定める。
- 9 理事長が、理事会及び評議員会以外で特に必要として、役員又は評議員に協議等への出席を要請した場合の報酬は、別記4「理事長の要請に基づき、業務執行に携わる場合の報酬」による。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。
- 3 役員等には、出張に要する旅費(宿泊費含む。)を旅費規程に準じて出張費として支給することができる。但し愛心会本部から陸路 60 キロメートル以上の旅行する場合(別表 2)

(報酬等の支給日)

第 6 条 常勤役員の報酬等(旅費を除く。)は、毎月 25 日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員、評議員および評議員選任・解任委員の報酬等ならびに常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第 7 条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第 8 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。本規程施行後は、「役員及び評議員の報酬等に関する規程」は廃止とする。
- 2 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、令和 3 年 6 月 20 日から施行する。
- 4 この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行し、第 4 条第 9 項の規定は、令和 6 年 6 月 1 日から適用する。
- 6 この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

別表 1 理事長及び理事長代行と業務執行理事等の報酬等（月額）

	支給額	適用者	報酬等の金額の算定方法
1	150,000 円以内	理事長	150,000 円が常勤の理事長の限度額。理事長の常勤とは、1 週 25 時間以上勤務をいう。
2	100,000 円以内	業務執行理事 (給与規程 非該当者)	100,000 円が常勤の業務執行理事の限度額。業務執行理事の常勤とは、1 週 25 時間以上勤務をいう。
	200,000 円以内	施設長（給与規程非該当者）	200,000 円が施設長の限度額。施設長の常勤とは、1 週 40 時間以上勤務をいう。

別表 2 役員等旅費

種類区分	日 当	宿 泊 料		交通費	適用
旅 費	3,500 円	県外	県内	実費	
		12,000 円	11,800 円		

別記 1 理事長及び業務執行理事以外の理事の報酬

理事会出席の都度 一人一律 3,000 円（源泉徴収後の金額）

別記 2 監事の報酬

(1) 理事会及び評議会に出席の都度 一人一律 3,000 円（源泉徴収後の金額）

(2) 監事監査及び行政監査に立ち会う場合 一人一律 10,000 円（源泉徴収後の金額）

別記 3 評議員の報酬

評議員会出席の都度 一人一律 3,000 円（源泉徴収後の金額）

別記 4 理事長の要請に基づき、業務執行に携わる場合の報酬

月額 45,000 円以内で理事長が定める金額（源泉徴収前の金額）